

📅 6月25日 熊本県市町村自治会館別館

障害者総合支援事務担当者説明会・介護給付費事務担当者説明会

市町村事務処理の流れと 注意事項などを説明

6月25日（月）に熊本県市町村自治会館別館で市町村担当者を対象として、午前「障害者総合支援事務担当者説明会」、午後「介護給付費事務担当者説明会」を開催した。

【障害者総合支援事務】

始めに、平成30年5月審査分（4月サービス分）から本会での一次審査業務開始に伴い、一次審査で判断できない内容については、市町村の二次審査で判断が必要になることなど、新たな審査支払事務の全体像について説明した。

次に、具体的な内容として、市町村における①一次審査結果資料の見方、②二次審査における支払可否の判断について、③現在、市町村の二次審査で判断している「警告」の処理分を平成30年11月から審査支払事務の見直しの第一段階として、段階的に「エラー」へと移行し、一次審査で取り扱っていくという今後の事務処理について重点的に説明した。

また、従前からの事務処理では、通常過誤と同月過誤の処理方法の違い、受給者台帳の作成方法及びエラーの原因や対応方法について説明し、共同処理に関しては、本会で受託を予定している「高額障害福祉サービス等給付費の支給処理」について、今後の対応及びスケジュールの説明を行った。

【介護給付費事務】

始めに、審査に関する内容として、保険者でも事務量が多く、かつ標準的なマニュアルだけでは理解が困難と思われる「受給者異動連絡票」、「訂正連絡票の作成方法」、「本会への伝送方法」、「居宅介護支援事業所等から提出された給付管理票」及び「介護給付費明細書と受給者台帳の不突合時の確認方法」などの受給者台帳の取り扱いについて具体的に説明した。

次に、支払関連として、とりわけ事務処理にあたって細心の注意が必要となる同月過誤について重点的に説明した。

また、共同処理に関しては、国保における共同処理と類似する「高額介護（予防）サービス費」、「高額医療合算介護（予防）サービス費」、「第三者行為求償事務」などのほか、介護独自の共同処理として、「原案作成委託料支払処理」、「主治医意見書料支払処理」、「償還払給付額管理処理」などについて説明した。加えて、平成30年度から開始する事業として、「年間高額介護（予防）サービス費」及び「要介護認定情報収集業務」について今後の対応とスケジュールの説明を行った。